

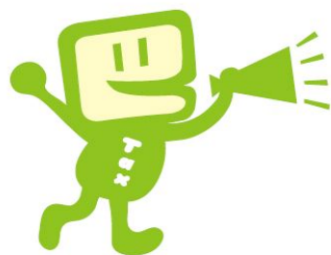
国税広報参考資料

平成31年 1 月用

- 給与所得者の確定申告
- 国税庁ホームページ「タックスアンサー」の利用案内
- 納付手段の多様化

社会保障・税番号制度<マイナンバー>

あなたにも、マイナンバー。はじまります。



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成31年1月 国税広報参考資料

給与所得者の確定申告

給与所得がある方のうち、大部分の方は年末調整で所得税及び復興特別所得税が精算されることとなるため、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得がある方でも確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方とは

給与所得がある方のうち、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 1か所から給与の支払を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている方で、主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合とは

給与所得者で確定申告の必要がない方でも、次のような方は確定申告をすると還付されることがあります。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- ② 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合
- ④ ふるさと納税などの寄附を行い、寄附金控除を受ける場合

平成30年分の確定申告の相談及び申告書の受付期間について

平成30年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成31年2月18日(月)から同年3月15日(金)までです。還付申告については、平成31年2月15日(金)以前でも行えます(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署では相談及び申告書の受付を行っておりません。)

申告書は、パソコンやスマホで作成できます!

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。

また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、e-Taxを利用する以外の提出方法としては、印刷して郵送等による提出があります。

今年から「確定申告書等作成コーナー」では、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方向けの、スマホ専用画面を用意しております。

国税庁ホームページ「タックスアンサー」のご利用について

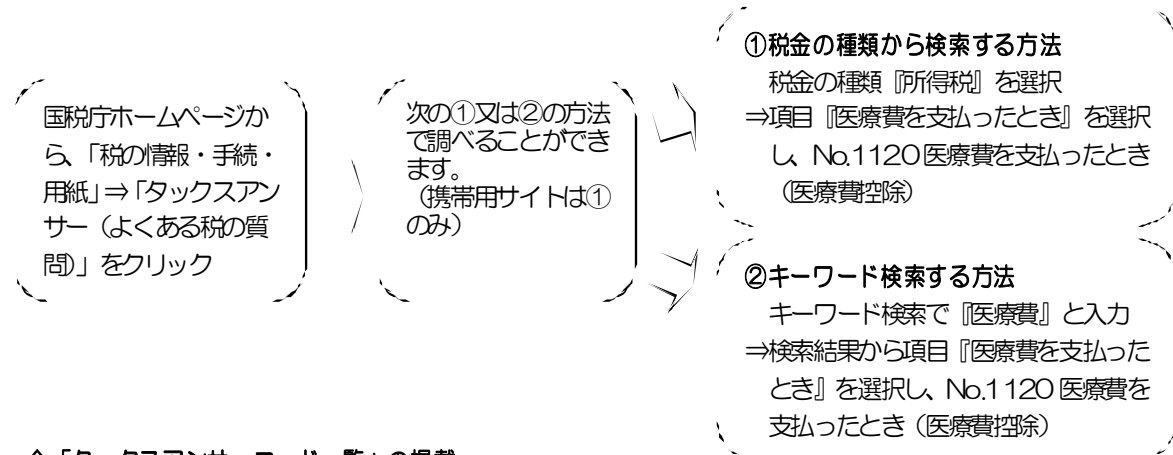
国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。確定申告書作成の参考として是非ご利用ください。
なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けておりますので、こちらをご利用ください。

■「タックスアンサー」の利用方法

国税庁ホームページ (www.nta.go.jp/) からご利用ください。
検索サイトで、「タックスアンサー」と検索してもご覧いただけます。

◇ご質問に対する回答を調べる方法

(例) No.1120 医療費を支払ったとき(医療費控除)について調べる場合



◇「タックスアンサーコード一覧」の掲載

国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載しております。よくある税の質問が一覧で表示されておりますので、質問内容から調べることができます。

■電話相談センターのご案内

国税庁では、電話による国税に関する一般的なご相談を、国税局及び国税事務所ごとに設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けております。最寄りの税務署へ電話をおかけいただき、自動音声案内に従って、番号「1」を選択していただくと、「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。

なお、確定申告期におきましては、番号「0」を選択していただくと、「確定申告電話相談センター」につながりますので、こちらをご利用ください。

平成31年1月 国税広報参考資料

納付手段の多様化

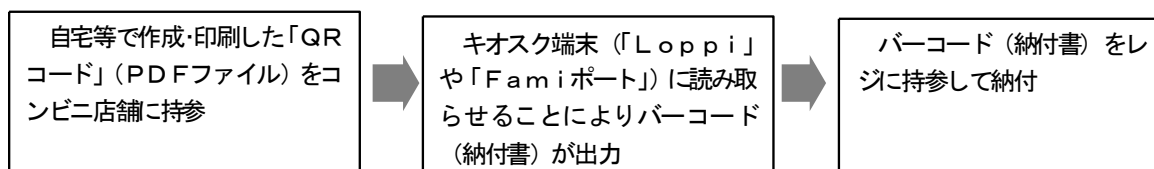
平成31年(2019年)1月4日(金)以降、国税の納付がますます便利になりました。

● QRコードを利用したコンビニ納付の開始

自宅等において、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」及びコンビニ納付用QRコード作成専用画面から、コンビニエンスストアで納付するための「QRコード」(PDFファイル)を作成(印刷)することが可能となりました。

これにより、税務署に出向いて納付書を入手しなくても、コンビニ納付が可能となります。

<QRコードを利用したコンビニ納付の方法>



(注1) コンビニ納付ができる金額は、30万円以下です。

(注2) 納付ができるコンビニエンスストアやQRコードの作成方法などの詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

● ダイレクト納付を利用した予納の開始

ダイレクト納付をご利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付(予納)することが可能となりました。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することが可能となります。

(注1) 新たにダイレクト納付の利用を希望される方は、e-Taxの利用開始届出書及びダイレクト納付の利用届出書の税務署への提出が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

(注2) ダイレクト納付を利用した予納が利用可能な税目や利用方法など詳細については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。